

## 阿久比町生ごみ堆肥化装置購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量化及びその有効利用を図るため、生ごみ堆肥化装置購入費に対する補助金を交付することに関し、阿久比町補助金等交付規則（昭和53年阿久比町規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、生ごみ堆肥化装置は、次の各号に掲げる容器又は処理機で、当該各号に定めるものとする。

- (1) コンポスト型容器 底部がなく水分が地中に浸透し、かつ、悪臭、害虫等を発生させないなど環境面での配慮がなされている構造及び材質で、100リットル以上のもの
- (2) EM容器 EM菌を使用し、生ごみを堆肥化するための密閉された構造及び材質のもの
- (3) キエーロ 土の中の微生物により生ごみを分解させる非電動型のもの
- (4) 処理機 加熱、バクテリア等による分解等の方法により、生ごみの容積を減少させ、又は消滅させる機器で、耐久性があり衛生的で水分等が漏れない構造のもの

### (補助の条件)

第3条 この要綱による補助金の交付対象者は、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 阿久比町内に住所を有し、町における税の滞納がないこと。
- (2) 未使用の生ごみ堆肥化装置を購入していること。
- (3) 既に補助金の交付を受けた者にあつては、当該補助金の交付に係る生ごみ堆肥化装置の購入日から5年が経過し、かつ、当該生ごみ堆肥化装置が使用に耐えない状態であり、新たに生ごみ堆肥化装置を買い換える場合に限る。ただし、次項に定める限度数を超過していないときは、この限りでない。

2 補助金の交付申請に係る生ごみ堆肥化装置は、1世帯につき容器2基、処

理機 1 基及びキエーロ 1 基を限度とする。ただし、前項第 3 号に定める場合  
にあつては、買い換え前の生ごみ堆肥化装置を含めないものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、キエーロを購入し、補助金の交付を受けよう  
とする者は、当該キエーロを別表に定めるものから購入するものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は生ごみ堆肥化装置の購入金額の 2 分の 1 の額 (100 円  
未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額) とし、容器について  
は 1 基につき 6,000 円、処理機については 1 基につき 20,000 円を  
限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、キエーロについては購入金額の 3 分の 2 の額  
(100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額) とし、

10,000 円を限度とする

(補助金の交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を申請する者は、阿久比町生ごみ堆肥化装置購入費補助  
金交付申請書 (様式第 1 号) に領収書 (クレジット契約等による購入の場合  
はその申込書の写し) 及び町における税の滞納がないことを証明するものを  
添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と  
認めたとときは、補助金の交付を決定し、申請者に阿久比町生ごみ堆肥化装置  
購入費補助金交付決定通知書 (様式第 2 号) により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた者は、速やかに阿久比町生ごみ堆肥化装置  
購入費補助金交付請求書 (様式第 3 号) を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消等)

第 8 条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当したときは、  
補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金の交付がなされて  
いるときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関して不正の行為

があったとき。

(2) 補助金の交付を受けた生ごみ堆肥化装置を他に譲渡したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、同日以降に販売店から生ごみ堆肥化装置を購入したものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行し、同日以降に販売店から生ごみ堆肥化装置を購入したものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に販売店から生ごみ堆肥化装置を購入したものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に販売店から生ごみ堆肥化装置を購入したものについて適用する。

別表

名 称	所 在 地
メビコラボ	阿久比町大字卯坂字小谷 1 0 1 番地
阿久比町立もちの木園	阿久比町大字卯坂字下同志鐘 4 0 番地 3
ワークハウスビバーチェ	阿久比町大字福住字脇 3 1 番地 9